

# 下関港 施設使用料

更新: 令和5年8月

<b>■係留岸壁（一般使用のみ）</b>	
外航船舶	
係留時間が2時間まで 総トン数1tまでごとに	6円70銭
係留時間が2時間から12時間まで 総トン数1t以上10tまでごとに	10円5銭
係留時間が12時間を超える場合 12時間を超える12時間までごとに総トン数1tまでごとの加算額	6円70銭
内航船舶	
係留時間が2時間まで 総トン数1tまでごとに	7円36銭
係留時間が2時間から12時間まで 総トン数1t以上10tまでごとに	11円5銭
係留時間が12時間を超える場合 12時間を超える12時間までごとに総トン数1tまでごとの加算額	7円36銭
<b>■物揚場（一般使用のみ）</b>	
外航船舶	
係留時間が30分まで（旅客定期船に限る） 総トン数1tまでごとに	1円36銭
係留時間が2時間まで 総トン数1t以上10tまでごとに	3円35銭
係留時間が2時間を超える場合 2時間を超える24時間までごとに総トン数1tまでごとに	6円70銭
内航船舶	
係留時間が30分まで（旅客定期船に限る） 総トン数1tまでごとに	1円48銭
係留時間が2時間まで 総トン数1t以上10tまでごとに	3円67銭
係留時間が2時間を超える場合 2時間を超える24時間までごとに総トン数1tまでごとに	7円36銭
<b>■浮桟橋</b>	
一般使用 1隻につき	
2時間までごとに	131円
専用使用 1月につき	
両側専用	60,500円
片側専用	30,800円
一部専用	20,900円
<b>■臨港交通施設（一般使用のみ）</b>	
国際旅客船乗客用観光バス 1台につき1日当たり	2,000円
<b>■上屋</b>	
1級上屋	
1) 一般使用 1日につき1㎡までごとに	
貨物搬入の日から15日まで	8円57銭
貨物搬入の日から16日以後30日まで	17円15銭
貨物搬入の日から30日を超える場合	34円31銭
2) 専用使用 1月につき1㎡までごとに	286円
2級上屋	
1) 一般使用 1日につき1㎡までごとに	
貨物搬入の日から15日まで	7円36銭
貨物搬入の日から16日以後30日まで	14円73銭
貨物搬入の日から30日を超える場合	29円47銭
2) 専用使用 1月につき1㎡までごとに	246円40銭
上屋附帯施設	
動力用コンセント 1時間までごとに	385円
くん蒸庫 1回につき1㎡までごとに	854円70銭
事務所 1月につき1㎡までごとに	770円
<b>■荷さばき地</b>	
荷さばき地 一般使用 1日1㎡までごとに	
貨物搬入の日から15日まで	4円40銭
貨物搬入の日から16日以後	8円80銭
荷さばき地附帯施設	
一般使用 冷凍コンセント 1時間までごとに	385円
専用使用 機材倉庫 1月につき1㎡までごとに	770円
<b>■荷役機械（一般使用のみ）</b>	
ガンリークレーン 1台1時間までごとに	69,300円
ジブクレーン 1台1時間までごとに	38,500円
リーチスタッカー 1台1時間までごとに	9,240円
フェリー用可動橋	
12時間まで	14,300円
12時間を超える場合 12時間を超える時間1時間までごとの加算額	1,650円
荷役機械附帯施設	
トラックスケール 1回につき	385円
<b>■旅客施設（細江旅客上屋）</b>	
ア.旅客サービス施設 一般使用	
6歳以上12歳未満の出国旅客 1人につき	310円
12歳以上の出国旅客 1人につき	620円
12歳以上の出国団体旅客（15人以上である場合に限る。） 1人につき	310円
イ.業務用施設 専用使用	
1) 事務室 1月につき1㎡までごとに	1,540円
2) 店舗等営業用施設 1月につき1㎡までごとに	1,540円
3) 出入国車両整理施設 1月につき1㎡までごとに	170円50銭
4) 入道橋	
12時間まで	16,500円
12時間を超える場合 12時間を超える時間1時間までごとの加算額	1,870円
ウ.附属車両置場	
一般使用 1台1時間までごとに	310円
専用使用 1月につき1台ごとに	18,850円
エ.その他	
1) アからウ以外の施設	
一般使用 3時間まで1㎡までごとに	16円50銭
一般使用 3時間を超える場合1日につき1㎡までごとに	33円
専用使用 1月につき1㎡までごとに	770円
2) 広告掲出 専用使用 1年につき表示面積1㎡ごとに	3,300円
<b>■野積場（一般使用のみ）</b>	
貨物搬入の日から15日まで 1日につき1㎡までごとに	3円95銭
貨物搬入の日から16日以後 1日につき1㎡までごとに	5円27銭

<b>■水面貯木場（専用使用のみ）</b>	
1月につき1㎡までごとに	7円36銭
<b>■荷役用大型車両置場</b>	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	5円27銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに	158円27銭
<b>■港湾施設用地</b>	
臨港交通施設の敷地	
占有物件の種別に応じ、下関市道路占用料徴収条例（平成17年条例第269号）別表の規定による占用料の例により算定した額	
臨港交通施設の敷地以外	
1) 土地の使用（上空使用の場合の使用料は、下記の各使用料の2分の1とする。）	
旅客施設	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	2円17銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに	60円
荷さばき施設	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	2円17銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに	60円
保管施設	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	2円17銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに	60円
その他	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	4円33銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに	120円
2) 電柱又は支柱及びこれに類するもの設置	
一般使用 1日につき1本ごとに	2円13銭
専用使用 1年につき1本ごとに	710円
3) 地下埋設管の設置	
ア.道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第2号に掲げる物件で同法第36条に規定するもの	
外径0.2m未満	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	15銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに	52円
外径0.2m以上0.4m未満	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	29銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに	100円
外径0.4m以上1m未満	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	77銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに	260円
外径1m以上	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	1円55銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに	520円
イ.道路法第32条第1項第2号に掲げる物件でア以外のもの	
外径0.2m未満	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	29銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに	98円
外径0.2m以上0.4m未満	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	60銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに	200円
外径0.4m以上1m未満	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	1円46銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに	490円
外径1m以上	
一般使用 1日につき1㎡までごとに	2円94銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに	980円
4) 広告塔その他これに類する工作物	
ア.広告塔	
一般使用 1日につき表示面積1㎡ごとに	11円74銭
専用使用 1年につき表示面積1㎡ごとに	3,900円
イ.アーチ	
一般使用 1日につき1基ごとに	70円51銭
専用使用 1月につき1基ごとに	1,950円
ウ.看板（アーチであるものを除く）	
一時的に設けるもの	
一般使用 1日につき表示面積1㎡までごとに	14円9銭
専用使用 1月につき表示面積1㎡までごとに	390円
その他のもの	
一般使用 1日につき表示面積1㎡までごとに	11円74銭
専用使用 1年につき表示面積1㎡までごとに	3,900円
5) 板囲、足場、材料置場及びこれらに類するもの並びに 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設置される仮設工作物	
一般使用 1日につき1㎡ごとに	14円9銭
専用使用 1月につき1㎡ごとに	390円
6) 公衆電話所	
一般使用 1日につき1個ごとに	2円94銭
専用使用 1年につき1個ごとに	980円
<b>■船舶給水（一般使用のみ）</b>	
岸壁給水 給水1㎡につき	260円4銭
<b>■船だまりの附帯施設及び小型船係留施設</b>	
下関市漁港管理条例（平成17年条例第264号）別表第2の規定による使用料の例により算定した額	
<b>■港湾環境整備施設</b>	
緑地の管理及び専用の許可等については、下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）の例による	
<b>■入港料</b>	
入港料の料率は、入港1回につき、総トン数1トン当たり、2円97銭（以下「基本料率」という。）とする。ただし、外航船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。以下同じ。）においては入港1回につき総トン数1トン当たり2円70銭とし、外航船舶以外の船舶においては入港1回につき総トン数1トン当たり基本料率の2分の1を減じた額（当該額に1銭未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	